

第203回

定時株主総会招集ご通知

日時

平成30年6月21日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

三重県津市丸之内31番21号
当行丸之内本部棟 2階大講堂

▶ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件一部変更の件

■ 株主総会にご出席いただけない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

平成30年6月20日（水曜日）
午後5時15分まで

株式会社百五銀行



百五銀行企業理念

百五銀行の使命

信用を大切にすることを社会をささえます。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営をします。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

目次

第203回定時株主総会招集ご通知……………	1	添付書類	
議決権行使についてのご案内……………	3	事業報告……………	10
株主総会参考書類		計算書類……………	27
第1号議案 剰余金処分の件……………	5	連結計算書類……………	30
第2号議案 取締役1名選任の件……………	6	監査報告書……………	32
第3号議案 監査役1名選任の件……………	7	株主総会会場ご案内図	
第4号議案 株式報酬型ストック・オプション（新株 予約権）の行使条件一部変更の件 ……	8		



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第203回定時株主総会を6月21日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当行はおかげさまで本年11月に創立140周年を迎えます。これもひとえに株主の皆さま、お客さまのご支援の賜物と、心から感謝申しあげます。

さて、平成30年度は中期経営計画「Next COMPASS 140」の最終年度として、将来に向けた磐石な経営体質の構築を目指し、「働き方改革」「トップライン改革」「地域を支えともに成長」の3つの重点分野における各種施策に取り組んでいます。

また、140周年の大きな節目を迎え、企業理念のもと引き続き地域金融の円滑化および地域創生のために誠心誠意努力を重ね、地域とともに更なる発展に努めてまいります。

今後とも株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

平成30年6月

取締役頭取

伊藤 歳恭

(証券コード 8368)
平成30年6月1日

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号
株式会社百五銀行
取締役頭取 伊藤 歳 恭

第203回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第203回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、平成30年6月20日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 平成30年6月21日（木曜日）午前10時（午前9時開場）

2 場 所 三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 2階大講堂
（裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第203期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 - 第203期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
 - 第2号議案** 取締役1名選任の件
 - 第3号議案** 監査役1名選任の件
 - 第4号議案** 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件一部変更の件

4 議決権行使等についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト〔<https://evote.tr.mufg.jp/>〕にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認くださいませよう。お願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(4) インターネット開示事項について

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.hyakugo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

なお、監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

以上

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ **駐車場のご用意ができませんので、株主様におかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
- ▶ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.hyakugo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ▶ インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主様は、総務部総務課（電話059-223-2305）までお知らせくださいますようお願い申し上げます。
なお、当日受付にも備え置きいたしますので、ご希望の株主様はご自由にお持ちいただけます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会ご出席

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成30年6月21日(木) 午前10時(午前9時開場)



郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成30年6月20日(水) 午後5時15分到着



インターネット

当行指定の議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年6月20日(水) 午後5時15分まで

詳細は次ページをご覧ください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使サイトについて

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(TLS暗号化通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。また、「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。



携帯電話用
二次元コード

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**平成30年6月20日（水曜日）午後5時15分まで**に行使してください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する**議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）**にアクセスしていただくことよってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月20日（水曜日）の午後5時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、**ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。**

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) **議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）**において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間 9:00～21:00

* 機関投資家の皆様へ：株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、平成30年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,014,929,568円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月22日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	9,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	9,000,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を増員することとし、新たに1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当行定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。



わか 狭 一郎

新任

社外取締役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和52年 4月	明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社	平成29年 7月	明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役会長（現任）
平成17年 7月	同社取締役		
平成18年 7月	同社執行役員		
平成20年 4月	同社常務執行役員		
平成24年 4月	同社専務執行役員		
平成26年 4月	同社執行役員副社長		
平成26年 7月	同社執行役員副社長 退任		
平成26年 7月	一般社団法人生命保険協会副会長		
平成29年 7月	同協会副会長 退任		

（重要な兼職の状況）
明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役会長

生年月日

昭和30年1月1日生

所有する当行の株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由

これまで培ってきた生命保険業界での豊富な経験や幅広い見識等を、当行の経営への助言・提言、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などに活かすことができると判断し、新任の社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 若狭一郎氏と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 若狭一郎氏は、社外取締役の候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、若狭一郎氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役市川秀氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



にし だ たかし
西 田 孝

新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和51年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	平成19年6月	三菱化学株式会社社外監査役
平成14年9月	三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）執行役員	平成19年6月	三菱ウェルファーマ株式会社（現田辺三菱製薬株式会社）社外監査役（現任）
平成15年6月	同社常務執行役員	平成27年6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役 退任
平成16年6月	同社常務執行役員 退任	平成29年3月	三菱化学株式会社社外監査役 退任
平成16年6月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員		(重要な兼職の状況)
平成19年6月	同行執行役員 退任		田辺三菱製薬株式会社社外監査役
平成19年6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査役		(平成30年6月22日退任予定)

社外監査役候補者とした理由

これまでの銀行・証券会社での勤務や監査役としての活動により、豊富な経験や財務に関する幅広い見識等を有しております。これらの経験・知見を当行の監査活動に活かすことができると判断し、新任の社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 西田孝氏と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 西田孝氏は、社外監査役の候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 西田孝氏が社外監査役を務めている田辺三菱製薬株式会社は、同子会社である株式会社バイファが承認書に記載のない成分を添加して製造した遺伝子組換え人血清アルブミン製剤を製造販売したことに関し、平成25年9月、厚生労働省から行政処分を受けております。同氏は、日頃からコンプライアンス、内部統制システム整備等の観点から経営管理体制全般について意見表明および注意喚起を行っており、また、当該事実の判明後は原因究明の必要性、再発防止策等の徹底について意見表明を行っております。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当行は定款の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外監査役に、西田孝氏が選任された場合、当該契約を締結する予定であります。

第4号議案 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件一部変更の件

当行は取締役会の活性化・意思決定の迅速化および業務執行機能の充実を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、執行役員制度を導入いたします。執行役員制度導入に伴う措置として、すでにご承認いただいております平成23年6月24日開催の第196回定時株主総会における第7号議案「取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件」の決議内容を一部変更することのご承認をお願いいたしますと存じます。

変更する箇所および変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行	変更案
略	現行どおり
2 新株予約権の内容	2 新株予約権の内容
略	現行どおり
(4) 新株予約権を行使できる期間 新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。 ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。	(4) 新株予約権を行使できる期間 現行どおり
(5) 新株予約権の行使の主な条件 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、 <u>当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り</u> 、新株予約権を一括して行使することができるものといたします。	(5) 新株予約権の行使の主な条件 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、 <u>当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り</u> 、新株予約権を一括して行使することができるものといたします。

<ご参考>

2 新株予約権の内容（変更後）

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 2,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当行普通株式200,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、100株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

第203期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本支店108か店、28出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

金融経済環境

当事業年度のわが国経済は、個人消費や設備投資の持ち直しを背景に、緩やかな改善が続きました。このような状況下、当行の主要な営業地域である三重・愛知両県下の経済につきましても、基調としては緩やかに拡大しました。

先行きにつきましては、地域創生への取組みによる地域経済活性化や生産性の向上などを背景に、引き続き景気拡大に向かうことが期待されますが、保護主義的な貿易の動向などが、国内景気を下押しするリスクとなっており、その影響には留意する必要があります。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、地域金融の円滑化および地域創生に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化をはかってまいりました。

地域創生への取組みといたしましては、各地方公共団体との接点を強化し、高度化する金融ニーズへの対応力を高めることを目的として、昨年6月に「公務部」を設置いたしました。また、昨年11月には、内閣府および三重県内の地方公共団体とともに、三重県内の公共サービスについて官民が連携するPPP/PFI事業の活性化をはかることを目的として、「みえ公民連携共創プラットフォーム」を設立いたしました。

商品・サービス面では、お客さまに有益な資産形成に資する取組みを行うため、昨年6月に「お客さま本位の業務運営宣言」を制定いたしました。また、昨年7月には、「百五銀行インターネットバンキングアプリ」に、スマートフォンの指紋認証を利用したログオン機能を追加いたしましたほか、税金や公共料金など各種代金の支払をコンビニ払込票のバーコードを読み取ることで決済ができるスマートフォンアプリ「バーコードPay」の取扱いを開始いたしました。そのほか、私募債の発行企業から受け取る手数料の一部をもとに、発

行企業が指定する教育機関などに書籍や備品などを寄贈する百五寄付型私募債「夢のちから」を多くのお客さまにご利用いただき、お客さまとともに社会貢献活動にも取り組んでおります。

店舗につきましては、昨年9月に愛知県内20か店目の店舗として一宮支店を開設いたしました。また、昨年10月には、マーケットに応じた営業体制の確立と経営資源の有効活用をはかるため、浜島支店を出張所化いたしました。その結果、当事業年度末の店舗数は108か店、28出張所となりました。店舗外現金自動設備につきましては、自行分とコンビニATMの合計で35,766か所・37,604台となりました。

働き方改革への取組みといたしましては、昨年8月に三重県と「働き方改革に係る包括連携に関する協定」を全国の銀行で初めて締結いたしました。また、本年1月には、柔軟で選択肢の多い職場環境を構築し、多様な働き方へ対応することを目的として、タブレット端末を活用した在宅勤務の試行を開始いたしました。

そのほか、企業が永続的に発展していくためには、従業員とその家族が心身ともに健康であることが重要と考え、昨年9月に「百五銀行 健康宣言」を制定いたしました。こうした取組みが認められ、本年2月には、経済産業省および日本健康会議から、優良な健康経営に取り組んでいる法人として「健康経営優良法人2018（大規模法人部門）～ホワイト500～」に認定されました。

次に業績を見ますと、預金は個人預金や法人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,709億円増加し、4兆7,228億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ25億円減少し、1,022億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ25億円減少し、286億円となりました。

一方、貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出や中小企業向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ1,613億円増加し、3兆1,020億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ2,606億円減少し、1兆7,886億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は積極的な貸出金増強に伴い資金運用収益が増加したことや、国債等債券売却益の増加によりその他業務収益が増加したことなどから、前事業年度に比べ84億62百万円増加し、791億30百万円となりました。

一方、経常費用は国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したことなどから、前事業年度に比べ47億3百万円増加し、635億99百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ37億59百万円増加し、155億31百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ24億93百万円増加し、109億56百万円となりました。

当行が対処すべき課題

当行では、平成28年4月から、中期経営計画「Next COMPASS 140」に取り組んでおります。この計画では、人口減少の本格化や競争の激化、さらにマイナス金利政策による利ざやの縮小などの経営環境を踏まえたうえで、3つの重点分野「働き方改革」「トップライン改革」「地域を支えともに成長」に取り組み、磐石な経営体質の構築をめざしております。

「働き方改革」では、役職員一人ひとりの生活環境や働く条件の多様性（ダイバーシティ）を積極的に受け入れ、柔軟かつ公平に働ける仕組みをつくることで、生産性の高い職場環境の構築をめざしております。

「トップライン改革」では、金利低下による資金利益の減少を補うため、役務取引等利益の増強をはかるなど、持続可能な成長に向けた収益構造へと転換をはかってまいります。また、人口減少による市場縮小が見込まれるなか、新たな市場、新たな分野の開拓にも積極的に挑戦し、収益機会を徹底的に追求してまいります。

「地域を支えともに成長」では、事業性評価にもとづく金融仲介機能やコンサルティング機能をこれまで以上に発揮し、地域企業の発展を支援するとともに、地域産業の付加価値向上をはかり、地域創生に貢献いたします。

また、当行は、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介の取組みに関する進捗状況や課題について客観的に自己評価し改善につなげております。引き続き、ベンチマークの実績など当行の金融仲介の取組み状況を積極的に開示し、お客さまへの情報提供に努めてまいります。

フィンテックへの対応につきましては、銀行システムへの接続仕様を外部の事業者に公開する「オープンAPI」などを通じて、異業種とのサービス、アイデア、技術や知識などを組み合わせ、革新的なビジネスモデルの創出に取り組んでまいります。

CSR（企業の社会的責任）活動につきましては、「百五の森」の植樹や運営管理といった環境保全活動のほか、金融教育やスポーツ・文化振興支援などの活動を充実いたします。

また、経営環境が変化するなかで、コーポレート・ガバナンスを強化・充実させていくとともに、組織全体としてマネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策の高度化をはかってまいります。

なお、当行は、本年11月に創立140周年を迎えます。これもひとえに株主の皆様をはじめお客さまのあたたかいご支援、ご愛顧の賜物であると深く感謝しております。今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預	金	44,144	44,529	45,519	47,228
	定期性預金	21,181	21,011	20,617	20,571
	その他	22,962	23,518	24,902	26,657
社	債	150	150	—	—
貸	出 金	28,180	28,871	29,407	31,020
	個人向け	7,884	8,452	9,092	10,148
	中小企業向け	9,975	10,689	11,177	11,746
	その他	10,320	9,730	9,137	9,125
商 品 有 価 証 券		0	2	3	0
有 価 証 券		21,438	20,013	20,493	17,886
	国 債	8,052	6,652	6,561	5,948
	その他	13,385	13,360	13,931	11,938
総 資 産		53,007	53,176	55,178	57,234
内 国 為 替 取 扱 高		302,595	299,555	285,322	291,239
外 国 為 替 取 扱 高		百万ドル 2,098	百万ドル 1,722	百万ドル 1,784	百万ドル 2,394
経 常 利 益		百万円 15,002	百万円 16,954	百万円 11,772	百万円 15,531
当 期 純 利 益		百万円 10,025	百万円 13,172	百万円 8,462	百万円 10,956
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		円 銭 39 51	円 銭 51 91	円 銭 33 35	円 銭 43 18

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

3. 社債は、劣後特約付社債であります。

3 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,470 人	2,480 人
平 均 年 齢	40 年 6 月	40 年 6 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 10 月	15 年 9 月
平 均 給 与 月 額	398 千円	402 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
三 重 県	113	(28)	113	(27)
愛 知 県	20	(一)	19	(一)
東 京 都	1	(一)	1	(一)
大 阪 府	1	(一)	1	(一)
和 歌 山 県	1	(一)	1	(一)
合 計	136	(28)	135	(27)

- (注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	3 か 所	3 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	35,766 か 所	35,394 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、12,894か所（前年度末13,499か所）については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、22,668か所（前年度末21,694か所）については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATMであります。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
一宮支店	愛知県一宮市大和町妙興寺字北浦宮地2798番地3 (一宮パーソナルプラザ内)

(注) 1. 当年度において、浜島支店を鶴方支店浜島出張所に変更いたしました。

2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

名古屋支店	マックスバリュ砂田橋店出張所	(愛知県名古屋市)
名古屋支店	マックスバリュ知多新知店出張所	(愛知県知多市)
斎宮支店	スーパーサンシ明和店出張所	(三重県多気郡)
桑名支店	JR桑名駅出張所	(三重県桑名市)
名張支店	マックスバリュ名張西店出張所	(三重県名張市)
亀山支店	スーパーセンターオークワサウス亀山店出張所	(三重県亀山市)
名古屋支店	フィール三郷店出張所	(愛知県尾張旭市)
名古屋支店	フィールフードメッセトヨタ出張所	(愛知県豊田市)
名古屋支店	パロー勝川店出張所	(愛知県春日井市)

3. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

伊勢支店	伊勢市役所内出張所	(三重県伊勢市)
名張支店	リバーナ出張所	(三重県名張市)
上野支店	ジョイシティ伊賀上野店出張所	(三重県伊賀市)
日永支店	イオンタウン四日市泊出張所	(三重県四日市市)
日永支店	マックスバリュ四日市店出張所	(三重県四日市市)
桔梗が丘支店	近鉄プラザ桔梗が丘出張所	(三重県名張市)

5 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,793
---------	-------

□ 重要な設備の新設等
該当ありません。

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	昭和54年7月14日	百万円 40	% 100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	昭和60年7月29日	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	昭和63年10月25日	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	平成13年6月28日	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	平成16年6月28日	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	平成21年8月14日	3,000	100	—
株式会社百五ディーシーカード	三重県津市栄町三丁目123番地1	クレジットカード業務及び信用保証業務	昭和58年10月20日	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	リース業務	昭和59年10月15日	50	65	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	昭和60年7月29日	30	40	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	平成2年3月29日	30	5	—

(注) 当行は、平成29年4月1日に百五リース株式会社の株式を追加取得し、議決権比率を20%から65%へ引き上げております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状態

(平成29年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
上 田 豪	(代表取締役) 取締役会長	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
伊 藤 歳 恭	(代表取締役) 取締役頭取		
渡 辺 義 彦	(代表取締役) 取締役副頭取 経営企画部、働き方改革、 リスク統括部、秘書室担当 秘書室 長 委 嘱		
杉 浦 雅 和	専 務 取 締 役 営業本部、支店統括部、 営業戦略部、ローン統括部、 地域創生部、公務部、 国際営業部担当 営業本部長委嘱		
田 中 秀 人	常 務 取 締 役 事務本部、事務統括部、 システム統括部、 融資統括部、 コンプライアンス統括部担当 事務本部長委嘱		
寺 尾 正 紀	常 務 取 締 役 資金運用本部、資金証券部、 東京営業部、総務部、 人事部担当 資金運用本部長委嘱		
後 藤 悦 夫	取 締 役 支店統括部長委嘱		
長 合 教 実	取 締 役 愛知支社長委嘱		
釜 森 伸 明	取 締 役 融資統括部長委嘱		
竹 中 章	取 締 役 北勢支社長委嘱		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柳谷 剛	取南勢支社長委嘱 取締役		
山崎 計	取国際営業部長委嘱 取締役		
小林 長久	取締役（社外取締役）	日本トランスシティ株式会社 代表取締役会長	
川喜田 久	取締役（社外取締役）	三重トヨベット株式会社 代表取締役社長	
笠井 貞男	常勤監査役		
中津 清晴	常勤監査役		
渡邊 悌爾	監査役（社外監査役）		
市川 秀	監査役（社外監査役）	日本工営株式会社 社外取締役	
川端 康成	監査役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	

- (注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久、社外監査役渡邊悌爾、市川秀、川端康成につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役川端康成は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏名	退任時の地位	退任日
濱田 康資	取締役	平成29年6月23日（任期满了）

2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	15人	411 (125)
監 査 役	5人	61
計	20人	473 (125)

- (注) 1. 報酬等の()内は、当事業年度に係る業績連動型報酬98百万円(取締役98百万円)、株式報酬型ストック・オプション27百万円(取締役27百万円)の合計額(内書き)であります。
2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等96百万円(うち使用人兼務取締役の使用人としての賞与35百万円)は含めておりません。
3. 平成23年6月24日開催の第196回定時株主総会における決議に基づき、取締役の報酬については、(1)役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、(2)単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、(3)中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。
- また、監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。
- 支給時期、配分等については、次の金額の範囲内で、取締役についてはコーポレートガバナンス会議の助言のもと取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。
- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額(確定金額報酬額)については年額300百万円以内、監査役の報酬額(確定金額報酬額)については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小 林 長 久	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川 喜 田 久	同上
渡 邊 悌 爾	同上
市 川 秀	同上
川 端 康 成	同上

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小林 長久	日本トランスシティ株式会社代表取締役会長（当行は同社と貸出取引があります）
川喜田 久	三重トヨペット株式会社代表取締役社長（当行は同社と貸出取引があります）
渡邊 悌爾	
市川 秀	日本工営株式会社社外取締役（当行と同社との間には特別の関係はありません）
川端 康成	川端法律事務所代表弁護士（当行と同事務所との間には特別の関係はありません）

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
小林 長久	4年9ヶ月	取締役会 15回中14回	(注1)
川喜田 久	2年9ヶ月	取締役会 15回中15回	(注1)
渡邊 悌爾	10年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 15回中15回	(注2)
市川 秀	3年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 15回中14回	(注2)
川端 康成	2年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 15回中15回	(注2)

(注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして適宜発言を行っております。

2. 社外監査役渡邊悌爾、市川秀および川端康成は、取締役会において、それぞれの専門的知識、経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	27	—

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 松 本 千 佳 山 川 勝 山 田 昌 紀	54	(非監査業務の内容) 会計・税務等に係るアドバイザ リー業務

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は58百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

6. 業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

1 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。
- ④ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部お客さま相談課とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

2 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

3 リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。
 - ア 信用リスク
 - イ 市場リスク
 - ウ 流動性リスク
 - エ オペレーショナル・リスク
- ③ ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及び

その管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。

- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

4 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

5 グループ管理体制

- ① 当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定期的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

6 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

7 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
- ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 経営状況についての重要な事項
 - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ 重大な法令違反等
 - オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
 - カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
 - キ その他監査役が報告を求める事項
- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。

また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。

- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取り締役に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

1 コンプライアンスに対する取組み

- ① 取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
- ② コンプライアンス委員会を5回（定例4回、臨時1回）開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。
- ③ 取締役会で決議した基本監査計画に基づき、執行部門から独立した業務監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び業務監査会に月次報告しました。

2 リスク管理に対する取組み

- ① ALMリスク管理委員会を15回（定例12回、臨時3回）、オペレーショナル・リスク管理委員会を12回（定例12回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。
- ② 大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ確な対処の実効性を高めるため、業務継続計画書に基づき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。
- ③ サイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクを適切に管理するため、行内横断的組織を設置し、平時及び有事の対応態勢の強化に取り組みました。

3 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を15回（定例12回、臨時3回）、経営会議を41回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

4 グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を2回、グループ会社コンプライアンス連絡会を2回、百五銀行グループ連絡会を2回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

5 監査役監査の実効性確保に対する取組み

- ① 監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しています。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、社外取締役との会合、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び業務監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

第203期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	609,098
現金	59,818
預け金	549,280
コールローン	81,366
買入金銭債権	10,939
商品有価証券	18
商品国債	3
商品地方債	15
金銭の信託	2,000
有価証券	1,788,672
国債	594,830
地方債	390,194
社債	400,603
株式	193,250
その他の証券	209,793
貸出金	3,102,047
割引手形	7,370
手形貸付	93,045
証書貸付	2,656,468
当座貸越	345,163
外国為替	1,731
外国他店預け	1,188
買入外国為替	84
取立外国為替	458
その他資産	56,247
前払費用	117
未収収益	7,404
金融派生商品	9,421
金融商品等差入担保金	7,222
その他の資産	32,081
有形固定資産	44,500
建物	21,900
土地	19,646
リース資産	527
建設仮勘定	156
その他の有形固定資産	2,268
無形固定資産	5,114
ソフトウェア	4,959
リース資産	19
その他の無形固定資産	135
前払年金費用	14,858
支払承諾見返	20,904
貸倒引当金	△ 14,056
資産の部合計	5,723,446

科目	金額
負債の部	
預金	4,722,896
当座預金	144,199
普通預金	2,406,426
貯蓄預金	39,827
通知預金	23,742
定期預金	2,057,184
その他の預金	51,515
譲渡性預金	187,500
コールマネー	100,000
債券貸借取引受入担保金	75,514
借入金	187,438
借入金	187,438
外国為替	32
売渡外国為替	16
未払外国為替	16
その他負債	33,036
未払法人税等	1,406
未払費用	3,435
前受収益	675
金融派生商品	9,121
金融商品等受入担保金	1,693
リース債務	589
資産除去債務	139
その他の負債	15,975
退職給付引当金	4,214
睡眠預金戻戻損失引当金	1,405
ポイント引当金	278
偶発損失引当金	375
繰延税金負債	41,046
再評価に係る繰延税金負債	2,535
支払承諾	20,904
負債の部合計	5,377,179
純資産の部	
資本金	20,000
資本剰余金	7,557
資本準備金	7,557
利益剰余金	216,988
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	199,610
別途積立金	187,114
繰越利益剰余金	12,496
自己株式	△ 146
株主資本合計	244,399
その他有価証券評価差額金	102,011
繰延ヘッジ損益	△ 4,466
土地再評価差額金	4,170
評価・換算差額等合計	101,714
新株予約権	153
純資産の部合計	346,267
負債及び純資産の部合計	5,723,446

第203期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		79,130
資金運用収益	53,153	
貸出金利息	31,938	
有価証券利息配当金	20,061	
コールローン利息	861	
預け金利息	211	
その他の受入利息	79	
役務取引等収益	12,714	
受入為替手数料	3,386	
その他の役務収益	9,327	
その他業務収益	4,941	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	4,939	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	8,322	
貸倒引当金戻入益	1,526	
株式等売却益	4,977	
金銭の信託運用益	44	
その他の経常収益	1,773	
経常費用		63,599
資金調達費用	5,045	
預金利息	1,137	
譲渡性預金利息	30	
コールマネー利息	△ 19	
債券貸借取引支払利息	1,366	
借入金利息	179	
金利スワップ支払利息	1,576	
その他の支払利息	775	
役務取引等費用	4,868	
支払為替手数料	631	
その他の役務費用	4,236	
その他業務費用	9,924	
外国為替売買損	1,289	
国債等債券売却損	7,443	
国債等債券償還損	281	
金融派生商品費用	782	
その他の業務費用	127	
営業経費	42,515	
その他経常費用	1,245	
株式等売却損	655	
株式等償却	3	
その他の経常費用	586	
経常利益		15,531

(単位：百万円)

科目	金額	
特別利益		14
固定資産処分益	14	
特別損失		168
固定資産処分損	102	
減損損失	66	
税引前当期純利益		15,377
法人税、住民税及び事業税	3,440	
法人税等調整額	981	
法人税等合計		4,421
当期純利益		10,956

第203期末 (平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	611,452	預金	4,716,096
コールローン及び買入手形	81,366	譲渡性預金	181,500
買入金銭債権	10,939	コールマネー及び売渡手形	100,000
商品有価証券	18	債券貸借取引受入担保金	75,514
金銭の信託	2,000	借用金	197,427
有価証券	1,778,737	外国為替	32
貸出金	3,095,211	その他負債	43,037
外国為替	1,731	賞与引当金	222
リース債権及びリース投資資産	18,813	退職給付に係る負債	2,986
その他資産	68,196	役員退職慰労引当金	105
有形固定資産	46,730	睡眠預金払戻損失引当金	1,405
建物	22,126	ポイント引当金	358
土地	19,866	偶発損失引当金	498
リース資産	0	特別法上の引当金	0
建設仮勘定	156	繰延税金負債	41,748
その他の有形固定資産	4,580	再評価に係る繰延税金負債	2,535
無形固定資産	5,293	支払承諾	20,904
ソフトウェア	5,142	負債の部合計	5,384,375
その他の無形固定資産	151	純資産の部	
退職給付に係る資産	15,371	資本金	20,000
繰延税金資産	722	資本剰余金	10,381
支払承諾見返	20,904	利益剰余金	223,649
貸倒引当金	△ 15,725	自己株式	△ 146
資産の部合計	5,741,767	株主資本合計	253,885
		その他有価証券評価差額金	102,182
		繰延ヘッジ損益	△ 4,466
		土地再評価差額金	4,170
		退職給付に係る調整累計額	1,467
		その他の包括利益累計額合計	103,353
		新株予約権	153
		純資産の部合計	357,391
		負債及び純資産の部合計	5,741,767

第203期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		91,423
資金運用収益	52,928	
貸出金利息	31,954	
有価証券利息配当金	19,821	
コールローン利息及び買入手形利息	861	
預け金利息	212	
その他の受入利息	79	
役務取引等収益	15,041	
その他業務収益	15,443	
その他経常収益	8,009	
貸倒引当金戻入益	1,300	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	6,708	
経常費用		74,648
資金調達費用	5,080	
預金利息	1,136	
譲渡性預金利息	30	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 19	
債券貸借取引支払利息	1,366	
借入金利息	215	
その他の支払利息	2,351	
役務取引等費用	4,487	
その他業務費用	18,752	
営業経費	45,041	
その他経常費用	1,285	
その他の経常費用	1,285	
経常利益		16,775
特別利益		14
固定資産処分益	14	
特別損失		169
固定資産処分損	103	
減損損失	66	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		16,619
法人税、住民税及び事業税	4,023	
法人税等調整額	905	
法人税等合計		4,929
当期純利益		11,690
親会社株主に帰属する当期純利益		11,690

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松本千佳 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山川 勝 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田昌紀 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第203期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本千佳 ㊤
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山川 勝 ㊤
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第203期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社 百五銀行 監査役会

常勤監査役 笠井 貞 男 ㊟

常勤監査役 中津 清 晴 ㊟

社外監査役 渡邊 悌 爾 ㊟

社外監査役 市川 秀 ㊟

社外監査役 川端 康 成 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

開催会場

津市丸之内31番21号 (丸之内本部棟 2階大講堂)

電話 (059) 223-2305 (総務部総務課)



交通

- JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車
- 近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関など
をご利用いただきますようお願い申し上げます。

